

医療安全管理指針

1 医療安全管理に対する基本的考え方

当院は、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することで、地域社会に貢献することを目的としている。この目的を達成するため、全ての職員が一丸となって医療安全に対する意識を高め取り組むことが重要である。

「人間はエラーを起こすもの」の観点から、エラーが重大事故に結びつかないよう多重な防御システムの確立が必要である。これらの取り組みを明確なものとし、組織横断的な医療安全体制を確立し、安全で質の高い医療の提供ができるよう、本指針を策定する。

2 院内医療安全管理体制

院内の医療安全対策推進のために、医療安全管理委員会等を設置する。

【医療安全管理委員会】

院長を中心に、関係各部門責任者、医療安全対策チーム代表者を構成員として組織する。毎月1回定期的に会議を行う。次に掲げる医療安全管理対策を行う。

- ・医療安全に関わる委員会の設置とマニュアル整備の推進及び指針の整備
- ・インシデント・アクシデントレポート提出の励行と事例等の分析・対策・周知
- ・院内研修の実施
- ・重大問題発生時の臨時会議開催と対応

【医療安全（身体拘束）対策チーム】

看護局員中心に組織し、院内ラウンドを行うなど他部門の安全対策状況の把握を行い、医療安全管理委員会に報告を行う。

看護部での医療安全に関する懸案事項について、対策と具体的な実施方法を立案する。必要時は組織を超えて多職種と協働し、効果的な安全対策を図る。

【医薬品安全管理委員会】

医薬品に係る安全管理のための委員会を設置し、医薬品安全管理責任者を配置する。

【医療機器安全管理委員会】

医療機器に係る安全管理のための委員会を設置し、医療機器安全管理者を配置する。

3 職員研修

医療安全管理委員会が予め作成した研修計画に従い、年に2回および必要に応じて、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を実施する。

職員は、研修が実施される際には、極力受講するよう努める。また、研修会に参加できなかった職員のために資料や動画を保存し、より多くの職員が最新の知見が得られるような環境を整える。

研修を実施した際は、その概要（開催日時・出席者・研修項目）を記録・保管する。

4 医療の安全確保を目的とした改善方策

【医療安全対策マニュアルの作成】

- ・医療安全管理委員会の監督の下、関係する委員会が整備し周知する。

【報告に基づいた安全対策】

- ・組織として医療安全確保に向けたシステム改善のための情報収集や教育・研修の資料とすることを目的に報告する。
- ・職員は患者に望ましくない事象が生じた場合や、発見、対応が遅れると患者に有害な影響を与えられとされる事象に遭遇した場合に、速やかに上司者に報告する。
- ・報告は当院が定めた書式（インシデントアクシデントレポート）をもって報告する。緊急を要す場合はまず口頭で報告する。
- ・報告された事例は要因を分析し、医療事故予防策や再発防止策を策定し周知する。
- ・対策を実施・評価し、必要に応じて見直しを行う。PDCA サイクルを回す。
- ・報告された事例は「職務上知りえた内容」として扱い、報告者に不利益を与えてはならない。

【研修の実施】

- ・医療安全文化を根付かせるため、全職員対象に、意識・知識・技能の向上を目指した研修会を実施する。

5 事故発生時の対応

- ・医療事故が発生した場合、早急に人を集め、先ず患者に対して可能な限り最善の緊急処置を行う。

- ・緊急処置で実施したことは、別紙（メモ）に実践記録を残す。
- ・診療・看護記録は時系列に沿って記載する。
- ・病院長等へ事故の状況、患者さまの現在の状態等を迅速かつ正確に報告する。
- ・事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者さま本人、家族等に誠意をもって説明を行う。家族の申し出についても誠実に対応する。
- ・現場の責任者は、救命や障害を最小限にする努力と同時に、医師が患者・家族に説明した内容をもれなく記載する。
- ・事故当事者及びヒアリング者による、アクシデントレポート作成と提出する。
- ・事故当事者は自責の念にかられることがあり、配慮と支援が必要。
- ・医療事故調査制度に係る医療事故発生に関しては、同制度に則り適切に対応するものとする。

6 情報共有に関する基本方針

医療事故防止対策に対する理解と協力を得るため、当院ホームページに「医療安全管理指針」を掲載し情報の共有に努める。

7 患者さまからの相談窓口の設置

患者さまからの相談に対しては、事務局長または地域連携室に担当者を配置し誠実に対応する。

院内にご意見箱を設置し、内容を真摯に受け止め対応する。

8 その他、医療安全推進

- ・患者さま及び見舞い客等の外来者の協力が不可欠であり、職員以外への医療安全対策の啓発活動を積極的に行う。
- ・医療安全管理に関する地域医療機関との連携強化に努める。

附 則 この指針は、令和5年6月1日から施行する。